

一般社団法人沖縄県食品衛生協会 理事及び監事選挙規程

- 第1条 本規程は、理事及び監事選挙を実施するための手続きについて定める。
- 第2条 定款第24条第4項に定める理事26人以上30人以内、監事3人以内についての選挙について、一般社団法人沖縄県食品衛生協会代議員選挙規程に準じて実施する。
- 第3条 定款に定めるところにより、理事30人以内は代議員の中から別表に定める定数により選出する。監事3人以内は正会員の中から選出する。但し、監事は、理事会が必要とする時は、学識経験者をもってあてることができる。
- 第4条 1週間の立候補期間を定めるものとする。
- 第5条 投票開票は総会において行う。郵便投票については、当日総会開会時間前までに受付を締め切る。
- 第6条 開票は、開票立会人の立会のもとに選挙管理委員会が行い、開票結果については、開票管理人のもとに管理される。
- 第7条 その他必要な事項は、選挙管理委員会において定める。

附 則

この規程は、平成25年4月22日に制定され当日から施行する。